



防災だより

(発行元) 愛南町消防本部防災対策課 Tel.72-0131

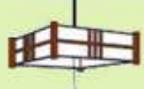


地震が起きる前に

近年、全国的に台風や集中豪雨による被害が発生していますが、地震においては、令和4年1月、政府の地震調査研究推進本部の発表では、南海トラフ地震が今後40年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率を「90%程度」に引き上げられました。

今後、いつ起こるか分からない地震発生後にも普段どおりの生活を送るためには住宅の耐震化が非常に重要です。必要に応じて耐震補強を行い、ご自分の家の安全を確保しましょう。

●地域や住んでいる建物によって地震による揺れの強さが違うことを知りましょう。

	震度 0	人は揺れを感じない。
	震度 1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
	震度 2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
	震度 4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
	震度 5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
	震度 5強	非常な恐怖を感じる。行動に支障を感じる。
	震度 6弱	立っていることが困難になる。
	震度 6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
	震度 7	揺れにはんろうされ、自分の意思で行動できない。

●震度とは、地面の揺れの強さで表しますが、同じ地震でも地盤や同じ建物でも階により揺れの程度が違ってくるので、地域で想定されている震度を基に実際に自宅や職場がどれくらい揺れるのか知っておく必要があります。

●マグニチュードは地震そのものの大きさを表すもので、実際の揺れの強さを意味するものではありません。マグニチュードが大きくても震源から遠いところでは震度は小さくなります。

愛南町木造住宅 耐震診断・耐震改修等補助事業のご案内

愛南町では、地震に対する住宅の安全性を高めるため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 町内の昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅。 ☆ 階数が2階以下で延べ床面積が500㎡以下のもの。 ☆ 店舗など住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の面積が半分を超えていること。 ☆ 枠組み壁工法など特別な認定を受けた工法以外のもの。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ★ 対象住宅の所有者であること。 ★ 町税等を滞納していないこと。 ★ 以前に愛南町木造住宅耐震診断補助金の申請をしていないこと。



STEP1 【耐震診断】

➤ 耐震診断の補助金を受ける方は、①派遣方式又は、②補助方式のどちらかを選んで事前に申請していただく必要があります。

<p style="text-align: center;">①派遣方式</p> <p>耐震診断技術者を派遣します。</p> <p style="text-align: center;">負担額 無 料</p> <p>申請後、<u>愛媛県建築士会が※診断事務所派遣方式登録業者</u> (町内4業者) を選定し技術者を派遣します。</p>	<p>どちらかを 選んで申請</p>	<p style="text-align: center;">②補助方式</p> <p>耐震診断にかかる費用の3分の2を補助します。</p> <p style="text-align: center;">最大2万円</p> <p>申請される方が、事前に<u>※診断事務所補助方式登録業者</u> (町内6業者) に<u>直接依頼</u>し、診断を行います。</p> <p>※ 耐震診断費用は4万円～6万円程度です。</p>
---	------------------------	---

STEP2 【耐震改修設計】

➤ 耐震改修設計にかかる費用を補助します。 **最大30万円**

STEP3 【耐震改修工事】

① 耐震改修工事にかかる費用を補助します。	最大120万円
② 段階的改修工事にかかる費用を補助します。	最大50万円
③ 耐震シェルター設置工事にかかる費用を補助します。	最大40万円
◎ 同一建築物に対する①～③までの補助金額の合計	最大120万円
④ 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、耐震シェルター設置工事監理にかかる費用を補助します。	最大4万円

※ その他、ブロック塀等の除却・新設工事についても補助制度があります。

注意事項

注1 STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事の申請をする場合は、**事前にSTEP1 耐震診断を済ませておく必要があります。**

注2 STEP1 耐震診断・STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事は、**それぞれ事前に申請をしていただく必要があります。**

※ご不明な点がございましたら、愛南町消防本部防災対策課までお問い合わせください。